

2020年7月9日
新型コロナ京都フォーラム ミニ講座

明らかになった「これからの雇用と経済のあり方」

京都自治体問題研究所副理事長

弁護士 中村和雄

コロナ禍で何が起こっているのか

- ▶ 非正規労働者の権利実現全国会議（非正規会議）アンケートから https://www.hiseiki.jp/whatsnew/200406_coronaproposal.php
- ▶ 「社員はリモートワーク、在宅勤務なのに派遣は毎日出勤」
- ▶ 「社員の休業補償は8割、派遣は6割」
- ▶ 「パートだけ自宅待機となったが賃金支払いなし」
- ▶ 「パート、シフト制勤務だがシフトの指定が減少。休業手当ない」
- ▶ 「3月で雇用打ち切り」
- ▶

コロナ禍で何が起きているのか

- ▶ 非正規労働者の深刻な状況 → 雇用形態による差別が蔓延
2165万人 2019 正規と非正規の大きな隔たり
- ▶ 雇用によらない（とされる）働き方の増大 → 労働法の適用を否定
ex ウーバーイーツ スーパーホテル・・・
- ▶ 2020年6月分の労働力調査（基本集計）
大量失業の兆候 7月1日現在 解雇・雇い止め 3万1710人
6月1ヶ月で1万人増加 宿泊業・飲食業・・・
休業者 423万人 → 失業予備軍（解雇・雇い止めへ）

コロナ禍で働く非正規労働者

コロナ禍で必要とされる分野の労働者の多くが非正規

医療・介護・保育

スーパー・コンビニなどの店員

宅配業者の配達員

各種窓口のテレフォンオペレーター

コロナと休業手当

休業手当の支払い

- 労基法 26 条 「使用者の責めに帰すべき事由」による休業の場合、
平均賃金の 6 割（60 パーセント以上）

労基法上の「休業手当」の算定

基礎となる平均賃金 = 3 か月間の賃金総額 ÷ 3 か月間の総日数
労基法 12 条 所定労働日数ではない

例 5月1月間休業の場合（賃金月額15万円の月給制の場合）
（最低賃金ギリギリ 909円×8時間×21日）

平均賃金の計算（2020年2月～4月）

月額15万円×3ヶ月 ÷ 90日 = 5000円

休業手当額

5000円 × 0.6 × 18日 = 5万4000円

休業日

雇用調整助成金の手続き

雇用調整助成金特例措置の手続き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

限度額引き上げ 1日 8330円 → 1万5000円

中小企業の助成率 原則9/10 → 一律10/10

対象期間延長 4月～6月 → 4月～9月

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>

休業 非正規 保証なし 56%

- ▶ マイナビグループ「エービーシーズ」調査 6月1日～7日
20代から50代の2200人に調査

緊急事態宣言中に 休業 275人

シフト減 968人

全額補償 104人

一部補償 271人

補償なし 544人 56%

会社から休業手当の支給がない場合の手続き 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」

対象者

4月1日から9月30日までに新型コロナウイルスで休業中の賃金が支給されなかった中小企業の雇用保険の被保険者

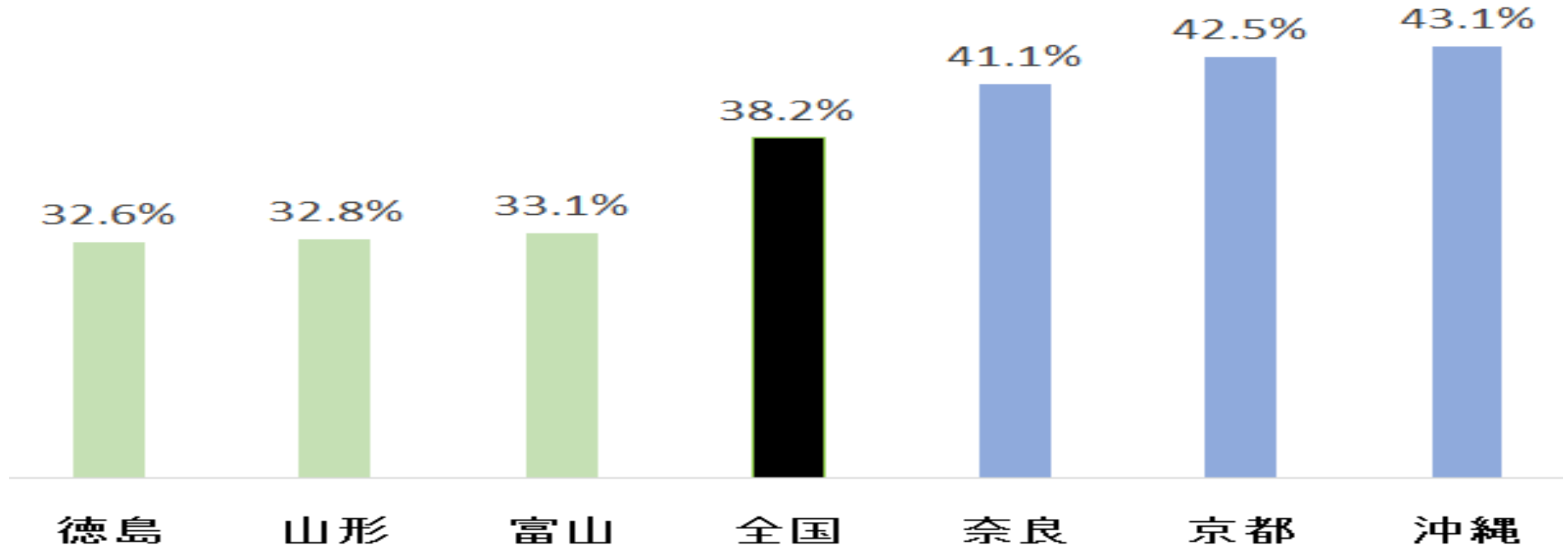
支給日額

休業前の6ヶ月のうち、いずれか3ヶ月に支給された賃金総額を90で割って算出された額（賃金日額）の80% 上限額は11000円

京都の雇用の特徴 多数の非正規労働者

2018調査

非正規従業員の多い県と少ない県



都道府県別年収 2018調査

- ▶ 東京都 622万2900円
- ▶ 愛知県 554万6200円
- ▶ 神奈川県 553万2000円
- ▶ 大阪府 532万7600円
- ...
- ▶ 滋賀県 494万3300円
- ▶ 兵庫県 490万3300円
- ...
- ▶ 京都府 488万0100円 (11位)
- ...
- ▶ 宮崎県 365万5300円 (47位)

コロナ禍による経済体制の見直し

- ▶ 人と物の移動制限
 - ▶ 東京一極集中の是正
 - ▶ 少子化の進行下での経済活動
-
- 地域経済の活性化
 - 地元経済の発展・循環 → 公契約条例など
 - 地元中小零細企業の支援と地域の購買力の増大が必要
 - 最低賃金の引き上げを支援

京都府・京都市など地方自治体が行うべき課題

緊急課題

雇用の確保 雇用情勢の実態を調査 解雇・雇い止めをさせない指導
雇用調整助成金制度・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度の宣伝と利用支援
雇用確保のための中小零細企業支援
・・・

地域経済再生課題

最低賃金引き上げ支援 参考 山形県業務改善奨励金制度
京都府の最低賃金 909円
例えば 30円以上引き上げて930円以上とした企業に支援金を支給
最低賃金額の明記された公契約条例の制定
公契約条例に 派遣、非正規雇用の利用を制限・・・
・・・

ご静聴ありがとうございました

